

開発途上国消防職員に対する研修の動向

自治省消防庁消防課

国際消防協力官 三 浦 勉

1 開発途上国消防職員に対する 3 つの研修方式

消防庁では、昭和 45 年から国際協力事業団、全国消防機関等と協力して、開発途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象に、我が国の消防に関する行政制度、消防関連施設・機器の技術動向、消防機関が行っている消防実務等について研修を実施している。

平成 4 年 4 月 1 日現在、既に 40 か国以上、500 名を超える開発途上国の消防職員が研修を受けている。

また、我が国の優れた消防行政制度、消防技術、消防関連施設・機器等に対する海外の関心は高く、消防技術指導等のために我が国の消防専門家が、多数海外に派遣されている。

現在、消防分野で行われている研修は、その方式から次の 3 つに分けることができる。

(1) 集団研修

集団研修は、コロombo計画(南及び東南アジアと太平洋地域諸国の経済・社会開発を促進することを目的とし、1950 年 1 月に発足した協力機構であり、スリランカのコロンボに事務局がある。この機構自体が援助実施機関として活動するのではなく、加盟各国がそれぞれ相互に協議協力を行う点に特徴がある。)

に従い、開発途上国に対する技術協力(援助)の一環として行われている。この研修は、通常、1 つのコースについて複数の国から研修員が参加し、我が国において 5~10 名程度の集団研修を行うもので、現在 5 コースある。

① 消防行政管理者研修

ア 研修目的

我が国と研修参加国双方の消防に関する制度、組織、教育体制等について研究し、その理解の促進に努めることにより、研修参加国の消防体制を強化するための企画立案、教育等を担う管理者を養成する。

イ 研修内容

消防機能の強化方策、消防技術の強化方策、国民の防火思想の普及と向上方策、火災予防の推進方策、ボランティア消防組織の強化方策及び消防における国際協力体制のあり方について、講義、視察等を行う。

② 救急救助技術研修

ア 研修目的

火災、地震等の災害や事故により発生した負傷者を、救助技術を駆使して迅速に救助し、応急手当を施すことができる指導者を養成し、研修参加国の救急救助技術の発展に寄与する。

イ 研修内容

基礎理論(我が国の消防制度、我が国の災

害と消防力の基準,地震災害対策,救急救助業務の概要等)及び救助概論(救助指揮理論,安全管理及び応急救護処置)について講義を行うとともに,消防学校等の訓練施設において実技訓練を行い,ロープ取扱いの基礎技術のほか,要救助地点へ進入し,要救助者を検索技術後安全に救出するとともに,応急手当を行う各種技術を習得する。

③ 消火技術研修

ア 研修目的

建築物,危険物,山林,交通機関等の火災を効率的かつ効果的に消火するために必要な指揮要領,消火方法及び消火技術を習得させる。

イ 研修内容

基本理論(我が国の消防の仕組みと現状,消防ポンプ,水力学,安全管理概論,火災防衛概論,建物火災消火技術,危険物火災消火技術,車両火災消火技術及び現場指揮要領)について講義,実技訓練を行う。実技訓練においては,基本訓練として訓練礼式,消防機械器具の取扱い,放水送水技術,救助救出技術,消防車両の操作等について訓練を行うほか,これらの基本訓練を一体として,実際の災害を想定した総合訓練を行う。

④ 火災予防技術研修

ア 研修目的

火災予防,特に消防設備の設置や火災原因の分析に関する技術を開発途上国に移転し,火災等の災害の防止に役立てる。

イ 研修内容

我が国の消防防災行政の概要,火災を未然に防止するための業務の概要及び自然災害を防止するための業務の概要について講義,実技,視察等を行う。

⑤ 防災技術研修

ア 研修目的

我が国の消防制度及び防災諸施策の現状等について講義,視察等を行うとともに,研修参加国と我が国の消防防災体制との比較等を通じ,研修参加国の防災体制の充実方策等を検討し,その防災技術の向上に資する。

イ 研修内容

防災関係法制度,防災体制の現状,防災制度の運用方法,災害情報,防災における消防の役割及び近年の災害の傾向について,講義,実技,視察等を行う。

(2) 個別研修

個別研修は,集団研修のように予め定められた研修コースとして行われるものではなく,各国から個別のテーマごとに随時出される要請に応えるため,その都度我が国が個別に研修員を受け入れるものである。

個別研修においては,毎年度数十名に上る受入れを行っているが,この研修は相手国のニーズに応じ,特定の分野について我が国の最も適切な機関で相手国の要望に即した研修を行うことができ,大きな成果をあげている。

(3) 消防専門家の派遣

海外への我が国消防専門家の派遣は,特定の国から一定の課題に関する調査検討,指導等を依頼される場合,我が国で実施した研修について現地国での追加指導等が必要な場合,「第三国消防研修」(昭和63年からブラジルで実施されているもので,開発途上国が我が国の資金的及び技術的協力を得て,当該国と自然的,社会的あるいは文化的環境を同じくする近隣諸国から研修員を

招請し、研修を行う。)に対する指導、助言等が必要な場合、開発途上国の消防の現状、消防技術協力のニーズの把握等の調査が必要な場合等に行われており、毎年度 10 名～20 名程度派遣されている。

2 最近 10 年間の研修の状況

1 で述べた集団研修、個別研修及び消防専門家の派遣について、最近 10 年間の状況を見ると次のとおりである。

(1) 集団研修

集団研修は昭和 45 年に開始されたが、当初「消防行政集団研修」のみであった。後に、昭和 62 年度に救急救助技術研修、昭和 63 年度に消火技術研修が創設され、その際「消防行政集団研修」は発展的に改められ、平成元年度から「消防行政管理者研修」として実施されている。さらに、平成 2 年度には「防災技術研修」及び「火災予防技術研修」が新設され、既に述べたとおり今日では研修内容も充実、専門化し、5 つの研修コースが運営されている。集団研修の状況やこれに参加した研修員、指導者等の意見を総合すると、研修成果の達成度、研修員の満足度は極めて高い。例えば、当初、災害現場における安全管理についての理解に欠けているため十分な行動ができなかった者が、研修後期には実際の被救助者を用いた訓練もできるようになり、我が国の救助隊員も驚くほど高度の水準に達している。

また、このような技術面だけではなく、心の交流、理解があり、数か月の研修の後にはことばや文化の壁を超えて、互いに別れがたいほど親密になっている光景が随所で見聞されている。

(2) 個別研修

最近 10 年間で注目されるものとして、ブラジルの消防職員に対する研修がある。昭和 57 年度、昭和 62 年度、昭和 63 年度及び平成 2 年度のブラジル幹部研修が行われているほか、平成元年度から平成 4 年度まで、ブラジリアの消防官に対し、消防技術、火災原因調査・分析技術の移転、消火・防火教育の普及、防火基準の作成等を目的としたミニプロジェクト事業が実施されている。

またシンガポールに対しては、予防行政を中心に昭和 57 年度、昭和 59 年度～平成元年度と継続して熱心な研修を行っており、中国に対しても、昭和 58 年度、昭和 59 年度、平成元年度、平成 3 年度と我が国の消防行政全般、火災原因調査等について研修を実施している。

このほか、長期的に研修が行われているものとして、消防大学校を中心とした中国及び韓国の消防官の受入れ研修がある。

特にここ数年の特色として、インドネシア等に対し、我が国からの無償資金協力(開発途上国が、その経済・社会の発展のための計画を実施するうえで必要な施設・資機材及び役務を調達するために要する資金を、返済義務を課さないで供与する形態の援助)により、はしご車等を供与する際、その操作技術等の研修を我が国で実施するケースが増えている。

(3) 消防専門家の派遣

最近 10 年間で注目されるものとしては、個別研修の場合と同じくブラジルへの派遣がある。ブラジリア消防訓練センター建設計画への支援、同センターでの救助技術指導、消防技術指導、ブラジリアでの第三国研

修に対する指導、ブラジル・ミニプロジェクトに対する指導等のため毎年度のように、我が国の消防専門家が派遣されている。

またシンガポールについても、個別研修によるシンガポール消防官の受入れと併せて、昭和59年度、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度と予防行政等の指導のため、我が国の消防専門家が派遣されている。

さらにインドネシアに対しては、昭和61年度、昭和63年度、平成3年度と、消防行政全般に及ぶ指導のため我が国の消防専門家が派遣されている。

特にここ数年の特色として、中国、パキスタン及びグアテマラに見られるような個別の技術指導を超えて、消防体制の根幹をなす消防施設整備計画の策定を支援する場合、ラオス、インドネシア等に見られるような無償資金協力による供与消防車両の操作指導を行う場合等に、我が国の専門家が派遣されるケースが増えている。

3 今後の開発途上国消防職員に対する研修

一般に各種の研修は、人と人との接触を基本とする地道で忍耐のいる困難な仕事だといわれているが、現在続けられている開発途上国消防職員に対する研修については、災害から住民の生命、身体及び財産を守るという国境や民族を超えた消防人同士の強い連帯感に支えられ、また消火、救助等の技術面で比較的共通点が多いこともあって、その研修効果は極めて高い。

さらに、このような研修を行うことは、単なる消防技術の移転に止まらず、消防人を通じた国民間の相互理解が深まるという点で大きな意義があり、研修参加各国からも

大いに歓迎されている。

今後とも、この研修の充実、発展に努めていきたいが、その際次のような方向に配慮しながら進めていきたいと考えている。

① 開発途上諸国の消防の現状・ニーズの把握

消防庁においては、開発途上国の個別の状況をより詳細に把握し、技術協力の内容の一層の充実強化に役立てるとの観点に立って、平成3年度から毎年度4か国程度を選び、火災等の実態、消防制度、消防職員の教育訓練等の現況に関し、消防技術面から総合的な調査を実施しており、これまでタイ、ネパール、スリランカ、マレーシア及びバングラデシュの各国について現地調査を実施している。

一方現在、海外の消防制度等について情報収集を継続しており、今後これら調査結果、収集された情報等を活用し、研修参加国の現地における災害の状況、消防体制、消防職員の教育訓練、消防関連施設・機器等にも十分配慮したきめ細かな研修を実現していきたい。

② プロジェクト方式技術協力の推進

プロジェクト方式技術協力は、消防専門家の派遣、研修員の受入れ及び消防機材の供与の3要素を効率的、有機的に組み合わせることで実施する総合的技術協力であり、かねてよりその必要性が説かれている（山越芳男「国際化と消防」）。このプロジェクト方式技術協力により、現地国及び我が国での、より実態に即した研修による人づくりと消防機材供与を一体として行うことにより、消防技術の移転、定着がより確実なものになることが期待される。